平成２４年（フ）第３９３号
宮崎県都城市天神町２街区10号
債務者　大浦　祐司
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３９６号
宮崎市清武町船引3983番地９
債務者　吉浪　　勉
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２号
島根県江津市渡津町320番地１
債務者　舟木　正樹
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　晴夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１５９号
北海道余市郡仁木町北町１丁目45番地３、前住所北海道余市郡仁木町東町15丁目７番地
債務者　岡田　吉史
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村越　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３７８号
北海道北斗市向野１丁目12番38号
債務者　奈良　敏広
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３７９号
函館市上野町38番８号
債務者　西谷　孝義
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８０号
函館市美原３丁目36番15号
債務者　守屋　弘樹
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６５１号
宮城県名取市相互台４丁目４番地の６
債務者　阿部　文栄
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７２号
宮城県黒川郡大和町吉岡南１丁目15番地の２
債務者　佐藤　徹弥
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
福島市永井川字中西田31番地の１　ハイツリッチ101号
債務者　宮本　幸治
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４５７号
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1021番地４
債務者　松浦とし子（旧姓海老沢）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４６７号
茨城県東茨城郡大洗町桜道322番地　コーポパインズ102号、旧住所茨城県石岡市石岡１丁目７番地３
債務者　横須賀正希
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７３号
茨城県水戸市堀町887番地の１　サマックスサングレース202号
債務者　宮内　　充
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３０２号
岐阜市則武2567番地17
債務者　渡部　文男
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３０３号
岐阜市則武2567番地17
債務者　渡部とき子（旧姓島﨑）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４２９号
岐阜市薮田南３丁目５番22―804号　ビューハイツ薮田
債務者　ワコウ技建こと　南谷　和弘
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４６０号
岐阜市宇佐２丁目７番１号
債務者　磯部みちよ
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
岐阜地方裁判所